

平成 31 (2019) 年度 法学部入学者選抜における変更点について

【編入学(外国人留学生)】

○ 出願資格の変更について

※詳細については、平成 30 年 7 月配付開始予定の「編入学・学士入学 (3 年次) 学生募集要項」をご確認ください。

出願資格等

(センター試験、日本語能力試験・統一試験等)

日本国籍を有しない者で、次のいずれかに該当する者

- (1) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び平成31年3月修了見込みの者(ただし、16年の課程を要しない国からの出願資格については事前に相談してください)
- (2) 外国人留学生として、日本の大学・短期大学・高等専門学校を卒業した者又は平成31年3月卒業見込みの者(本学法学部を卒業した者又は平成31年3月卒業見込みの者は出願できない)
- (3) 外国人留学生として、本学又は日本の修業年限4年以上の他の大学に2年以上在学し、外国語8単位を含めて54単位以上を修得した者、又は平成31年3月末までに修得見込みの者
- (4) 本学部において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

現行	変更後
(注) (1) 又は(4)により出願する者は、独立行政法人日本学生支援機構の実施する「日本留学試験」を受験しなければならない。同機構が平成 14 年度から平成 21 年度までに実施した「日本留学試験」の「日本語」を受験した場合、その得点は(「記述」を除く)280 点以上であることを要する。同機構が平成 22 年度以降に実施した「日本留学試験」の「日本語」を受験した場合、その得点は(「記述」を含む)315 点以上であることを要する。	(注) (1) 又は(4)により出願する者は、 <u>独立行政法人国際交流基金、公益財団法人日本国際教育支援協会の実施する「日本語能力試験」を受験し、N1 の成績をおさめなければならない。</u>